川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第６１号

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例

川崎市教育文化会館条例（昭和４２年川崎市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１１条関係）

種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分
イベントホール	区画しない場合		5,880円	6,990円	9,240円	22,110円
	区画する場合	Ａホール	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
		Ｂホール	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
		Ｃホール	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	大会議室		3,560円	5,290円	8,980円	17,830円
	第１会議室		1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	第２会議室		1,350円	1,960円	2,460円	5,770円

会議室	第３会議室	1,100円	1,350円	1,840円	4,290円
	第４会議室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	第５会議室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	第６会議室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	第７会議室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	談話室	2,820円	3,930円	5,290円	12,040円
教養室	第１学習室	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	第２学習室	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	第３学習室	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	第４学習室	1,100円	1,350円	1,840円	4,290円
	第５学習室	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	第６学習室	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	実習室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	美術工芸室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	茶華道教室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	視聴覚教室	3,440円	4,550円	5,780円	13,770円
	料理教室	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円
種別		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
分館	第１学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
	第２学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
	実習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
	和室	730円	850円	1,230円	2,810円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。